意見書案第 4 号

生活困窮者・高齢者の居住の安定と防災対策の強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成30年 3 月27日提出

生活困窮者・高齢者の居住の安定と防災対策の強化を求める意見書

札幌市東区の生活困窮者向けの共同住宅「そしあるハイム」で発生した火災は、 入居者16人のうち11人が死亡する大惨事となった。入居者中、生活保護受給者は13人、14人が65歳以上の単身であった。

こうした共同住宅に高齢の生活困窮者が集まる背景には、保証人もつけられず年金も少ないため民間アパートに入れないという高齢者を取り巻く"住まいの貧困"が指摘されている。

全国的に、生活保護受給者に占める高齢者の割合は5割を超え、貧困・要介護状態にある高齢者が、行き先が見つからないまま漂流する「介護難民」が社会問題化するもとで、高齢者の安定した住まいの確保が急務となっている。

厚生労働省が2015年6月末現在で行った調査では、無料低額宿泊事業施設 (全国537施設)のうち、約92%でスプリンクラーの設置がない。また、生活 保護受給者が2人以上利用し、住宅の提供以外に何らかの料金を徴収している施設 は、北海道内では307施設と全国最多となっている。

これは、NPOや民間団体が運営する施設が広がる一方で、その資金力の乏しさから、防火体制を法的に許される範囲にとどめざるを得ない現状を物語っている。

政府においては、通常国会に上程を予定されている「生活困窮者自立支援法改正 法案」の審議に当たって、公共の役割を明確にした生活困窮者、高齢者の住まいの 確保、防災整備への財政措置の拡充を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年3月日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 国土交通大臣